

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和六年四月一日から六月三十日までとする。

令和六年八月十六日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 六件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
一億八千五百十四万九千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県沿岸部のサービス業者（震災による契約打ち切り等に伴い売上が減少）
- 二 福島県浜通りの小売業者（原発事故により主要な顧客層が流出したことで、売り上げが大幅に減少）
- 三 茨城県の卸売業者（震災により事務所の地盤が液状化、一部事務所等が破損）
- 四 宮城県沿岸部の縫製業者（震災による電気、通信の不通により収益機会を逸失）
- 五 宮城県沿岸部の小売業者（震災により店舗が損壊）
- 六 岩手県沿岸部の飲食料品小売業者（主要取引先の被災により売上が減少）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

一億六千百七十七千円